

平成 16 年 (行ウ)第 68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越 啓雄 外 50名

被告 千葉県知事 外 2名

答 弁 書

平成 17 年 3 月 8 日

千葉地方裁判所民事第 3 部合議 4 係 御中

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目6番4号虎ノ門11森ビル3階
伴法律事務所 (送達場所)

電話 03 - 3501 - 5591

FAX 03 - 3501 - 5593

被告千葉県知事外 2 名 訴訟代理人

弁護士 伴 義 聖

同復代理人

同 堀 内 徹 也

被告千葉県知事外 2 名指定代理人

鈴木 秀 明

岩 崎 進

平 松 重 伸

被告千葉県知事指定代理人

鶴 岡 誠

石 井 正 一

渡 辺 政 利

山田 雄三
田中 耕
高橋 豊
高野 幸宏

被告千葉県水道局長指定代理人

石垣 健次郎
岩淵 敏弘
永野 龍志

被告千葉県企業庁長指定代理人

帰山 幸夫
池田 正男
小泉 英司
山國 貴千

(本案前の答弁)

第1 本案前の答弁の趣旨

- 1 請求の趣旨第2項、第3項の(ロ)、(ハ)、第5項及び第6項の請求に係る訴えをいずれも却下する
- 2 上記訴えに係る訴訟費用は原告らの負担とするとの判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 請求の趣旨第2項について

- (1) 地方自治法242条の2第1項は、普通地方公共団体の住民は、住民監査請求をした場合において、裁判所に対し、住民監査請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて同項1号ないし4号の請求をすること

ができる旨規定し、同項 3号は、「当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求」としている。

そして、ここでいう「当該怠る事実」とは、地方自治法 242 条 1 項の「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」のことであり、財産の管理を怠る事実という「財産」とは、「公有財産、物品及び債権並びに基金」をいい（地方自治法 237 条 1 項）、「公有財産」とは同法 238 条 1 項に掲げられたものをいうとされている。

- (2) 本件において、原告らは、被告千葉県水道局長及び同千葉県企業庁長がハツ場ダム使用权設定申請を取下げ権利の行使を違法に怠っているとしてその違法確認を求めているが、その論拠として、原告らは、「ダム使用权の設定予定者の地位」は地方自治法 237 条の「財産」でありこの「財産」としての「ダム使用权の設定予定者の地位」を放棄しないこと（ダム使用权設定申請を取下げないこと）が違法に「財産の管理を怠る事実」に当たるとしている（訴状 11、18 頁）。

しかし、「ダム使用权」は、流水を特定用途に供しようとする者の申請により（特定多目的ダム法 15 条 1 項）多目的ダムの建設が完了したときに国土交通大臣により設定される権利であり（同法 17 条）同使用权は物件とみなされている権利ではあるが（同法 20 条）本件で原告らの主張する「ダム使用权の設定予定者の地位」すなわち「ダム使用权の設定申請者としての地位」は、「ダム使用权」とは異なり単に権利設定の予定者としての地位にとどまるものであって、ダム使用权の設定を申請しただけでは物権に類する「ダム使用权」が発生するわけではなく、したがって、「ダム使用权の設定申請者としての地位」なるものが地方自治法 238 条 1 項各号の「公有財産」のいずれにも該当しないことは明らかである。また、「ダム使用权の設定予定者としての地位」が「物品」、「債権」又は「基金」のいずれにも該当しないことは自明である。

したがって、原告らのいう「ダム使用权の設定予定者の地位」なるもの

は「財産」には当たらないから、本件の財産管理を怠る事実（ハツ場ダム
使用権設定申請を取下げ権利の行使を怠る事実）の違法確認を求める訴
えは、不適法であり却下を免れない。

- (3) また、地方自治法 242 条 1 項でいう「財産の管理」とは、財産的価値
に着目し、その価値の維持、保全を図る財務処理を直接の目的とする財務
会計上の財産管理行為」であるとされている（最高裁平成 2 年 4 月 12 日
第一小法廷判決、民集 44 卷 3 号 431 頁、その他同旨の裁判例多数）
仮に原告らのいうダム使用権の設定予定者の地位」なるものが「財産」
に当たるとしても、被告千葉県水道局長及び同千葉県企業庁長が「ダム使
用権設定申請を取下げるか否か」は、円滑な利水行政の推進を図る見地か
らする利水行政担当者としての行為（判断）であって、財産的価値に着
目し、その価値の維持、保全を図る財務処理を直接の目的とする財務会計
上の財産管理行為」には当たらないことは明らかである。

したがって、この点からも、本件の財産管理を怠る事実（ハツ場ダム使
用権設定申請を取下げ権利の行使を怠る事実）の違法確認を求める訴え
は、不適法であり却下を免れない。

2 請求の趣旨第 3 項の(2)及び(3)について

- (1) 地方自治法 242 条の 2 第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、住民監査
請求をした場合において、裁判所に対し、住民監査請求に係る違法な行為
又は怠る事実につき、訴えをもって同項 1 号ないし 4 号の請求をすること
ができる旨規定し、同項 1 号は、当該執行機関又は職員に対する当該行
為の全部又は一部の差止めの請求」としている。

この差止請求訴訟は、地方公共団体の違法な財務会計行為を事前に防止
することにより、地方公共団体の財務行政の適正な運用を確保することを
目的とするものであるとされている。

- (2) 本件において原告らは、請求の趣旨第 3 項の(2)及び(3)において、被告
千葉県知事に対し、水源地域対策特別措置法 12 条 1 項 2 号に基づく水源

地域整備事業の経費負担金」及び「財団法人利根川 荒川水源地域対策基金の事業経費負担金」の支出の差止めを求めているが、両負担金は、いずれも千葉県の営企業たる千葉県水道局及び千葉県企業庁等の利水者が負担し支出するものであって、被告千葉県知事の本来的権限に属するものではない（この点については、追って詳述する。）。

したがって、被告千葉県知事は、本訴においてその適否が問題とされている上記「水源地域整備事業の経費負担金」及び「財団法人利根川 荒川水源地域対策基金の事業経費負担金」の支出に属する権限を有しないから、その各公金の支出の差止めを求める訴えは、いずれも不合法であり却下を免れない。

3 請求の趣旨第 5 項及び第 6 項について

(1) 地方自治法第 2 条の 2 の住民訴訟を提起するためには、同法 242 条の規定により住民監査請求を前置しなければならないとされている（地方自治法 242 の 2 第 1 項）。

(2) 本件において原告らは、請求の趣旨第 5 項において、被告千葉県水道局長に対し、同局長の職にあった相原茂雄に金 725,670,942 円の損害賠償の請求をすることを求め（遅延損害金の請求を含む。）また、請求の趣旨第 6 項において、被告千葉県企業庁長に対し、同企業庁長の職にあった椎名賢に金 78,022,253 円の、山口用一に金 77,797,022 円の各損害賠償の請求をすることを求めているが（遅延損害金を含む。）原告らが行った住民監査請求では、これらの損害賠償の請求をすることを千葉県知事に対して求め、被告千葉県水道局長及び同千葉県企業庁長に対して求めている（なお、原告らのこの点の住民監査請求はいずれも却下されている。甲 1 号証）。

したがって、請求の趣旨第 5 項の被告千葉県水道局長に対する訴え及び第 6 項の千葉県企業庁長に対する訴えは、各被告に対する適法な住民監査請求の前置を欠く不合法な訴えであり、いずれも却下を免れない。

(本案に対する答弁)

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 原告らの請求をいずれも棄却する

2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

ハツ場ダム建設事業の概要の説明とともに、おって答弁する。

以上